



新座市立集会所規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 4 月 15 日

新座市長 並 木

傑



新座市規則第 24 号

新座市立集会所規則の一部を改正する規則

新座市立集会所規則（平成4年新座市規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (2) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。
- (3) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（利用の申請及び許可）</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 前項の申請は、利用しようとする日（以下「利用日」という。）の属する月の2月前の初日から利用日までの間に行うことができる。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定める日から行うことができる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>3 <u>市外団体にあっては、条例別表第2に掲げる集会所に限りその利用を許可するものとする。この場合において、前項の規定にかかわらず、第1項の申請は、利用日の2週間前から行うことができる。</u></p> <p>4 [略]</p>	<p>（利用の申請及び許可）</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 前項の申請は、利用しようとする日（以下「利用日」という。）の属する月の2月前の初日から利用日までの間に行うことができる。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定める日から行うことができる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p><u>(3) 市内に居住し、通勤し、又は通学している者以外の者及び市外の団体が、条例別表第2に掲げる集会所の利用を申請する場合、利用日の2週間前</u></p> <p>3 [略]</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。